

令和 6 年 11 月 11 日

お客さま各位

苫小牧信用金庫

## 業務規程等の一部改正のお知らせ

インターネット・バンキング契約がなくてもでんさいを利用できる新サービス「でんさいライト※」のリリースに伴い、2024 年 11 月 18 日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）の業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」という。）を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

※当金庫では、「でんさいライト」のサービス提供について現在検討中ですが、本改定は、現在当金庫にて「しんきん電子記録債権サービス」をご利用中のお客さまにも適用となります。

### 1. 業務規程等の改正点

#### (1) 当会社への直接請求チャネルの追加・チャネル移行等

- ・当会社の利用に当たって、でんさいライトにより利用する方法等を規定するため、業務規程第 11 条第 2 項を改正。
- ・間接アクセス方式とでんさいライトのチャネル移行に係る規程を追加するため、業務規程第 11 条第 3 項を追加。
- ・でんさいライトの電子記録の請求等について、当会社が定めるところにより、電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供することを規定するため、業務規程第 23 条第 1 項および第 2 項を改正。
- ・でんさいライトの利用に係る免責事項を反映するため、業務規程第 64 条第 2 項を改正。

#### (2) 利用申込

- ・でんさいライトの利用契約については、当会社から利用開始通知を送付することを反映するため、業務規程第 13 条第 3 項を改正。

#### (3) サービス仕様（決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映）

- ・でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを規定するため、業務規程第 12 条第 3 項第 3 号を追加。
- ・でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加するため、業務規程第 22 条第 1 項第 12 号を追加。
- ・でんさいライトにより電子記録をした場合の通知について、当会社から利用者へ直接通知することを反映するため、業務規程第 25 条第 2 項を改正。
- ・でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 26 条第 4 項を改正。
- ・でんさいライトの利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 2 項を改正。

- ・でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接、請求の通知をすることおよび指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 3 項を改正。
- ・でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接、通知をすることを規定するため、業務規程第 27 条第 5 項を改正。
- ・でんさいライトの障害時対応について規定するため、業務規程第 28 条第 2 項を追加。
- ・でんさいライトの利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映するため、業務規程第 57 条第 1 項を改正。

#### (4) 手数料

- ・利用者がでんさいライトによる請求の手数料を当会社へ支払うことを規定するため、業務規程第 61 条第 2 項を改正。

## 2. 業務規程等の改正箇所

改正箇所については、当会社ウェブサイトによりご確認ください。

- ・業務規程新旧対照表 [🔗](#)
- ・業務規程細則新旧対照表 [🔗](#)

以上